

4月1日から

児童手当制度が拡充されました

近年の急速な少子化の進行を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図ることから、3歳未満児を養育する者に対し、児童手当の額を第1子と第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については現行どおりです。



	(現行)	(改正)
第1子	月額5千円	月額1万円 (倍増)
第2子		
第3子以降	月額1万円	月額1万円 (現行どおり)

(0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当)

施行日：平成19年4月1日
(拡充後の最初の支給月
平成19年6月)

※今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。

4月から3歳未満の児童手当の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円となります。

児童手当をまだ申請していない方は福祉課で申請してください。

戦没者等のご遺族の皆様へ

特別弔慰金が支給されます

対象者 戦没者等のご遺族で、平成17年4月1日において公務扶助や遺族年金等を受取る方がいない場合、次の順位で弔慰金制度が受けられます。なお、弔慰金を受けられる方は、ご遺族で一人です。

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者等の子
3. ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹 (戦没者等と生計関係を有していなかった遺族の方は除く。)
4. 上記3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5. 上記1～4以外の三親等内の親族 (戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限られます。)

支給内容 額面40万円 (10年償還の記名国債)
請求期限 平成20年3月31日 お早めに請求してください。

戦傷病者の妻に対する特別給付金について

支給対象者

平成18年に特別給付金国債の最終償還を迎えた戦傷病者等の妻又は新たに増加恩給、傷病年金、障害年金等を受給した戦傷病者の妻に特別給付金が支給されます。

1. **継続支給** 平成18年10月1日の時点で増加恩給等を受け、第5款症以上の障害のある戦傷病者の妻
2. **新規支給** 平成15年4月1日の時点で増加恩給の給付を受け、第5款症以上の障害のある戦傷病者の妻又は平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に前記の夫が死亡した妻
3. **特例支給** 平成8年10月1日 (前回新規支給の場合は平成5年4月1日) から平成15年3月31日までの間に戦傷病者である夫が死亡した妻
4. **戦没者妻への移行** 平成8年10月1日 (前回新規支給の場合は平成5年4月1日) から平成15年3月31日までの間に戦傷病者である夫が公務死により死亡し、公務扶助料、遺族年金等の年金受給権を取得した妻

支給内容

1. **継続支給** 額面100万円～60万円 (軽症者は半額) (継続回数により額面金額は異なります。)、10年償還の記名国債
2. **新規支給** 額面30万円 (軽症者は半額)、10年償還の記名国債
3. **特例支給** 額面5万円、5年償還の記名国債
4. **戦没者妻への移行** 額面200万円～60万円 (継続回数により額面金額は異なります。)、10年償還の記名国債

請求期限

平成21年9月30日まで

このページの
◆**問い合わせ**
福祉課社会福祉班
☎821114